

法令解説

企業内容等の開示に関する 内閣府令等の改正

—サステナビリティ開示基準の適用、人的資本開示の拡充、総会前開示の促進に向けた対応 等—

金融庁企画市場局企業開示課	開示企画調整官	鳥屋尾大介
金融庁企画市場局企業開示課	課長補佐	中里拓也
金融庁企画市場局企業開示課	係長	水島達哉
金融庁企画市場局企業開示課	係員	中村拓巳

一 はじめに

2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和8年内閣府令第5号。以下本内閣府令を「一部改訂府令」、企業内容等の開示に関する内閣府令を「開示府令」、特に一部改訂府令による改正後の開示府令を「改正開示府令」という。）が公布・施行された¹。併せて「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」が改正され（以下「開示ガイドライン」といい、特に本改正による改正後の開示ガイドラインを「改正開示ガイドライン」という。）、同日から適用された（本改正

の概要は、**図表1**を参照）。

今般の一部改訂府令は、

- 金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「SWG」という。）の「中間論点整理」²（2025年7月17日公表。以下「中間論点整理」という。）における提言を踏まえ、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）が作成・公表した開示基準（以下「SSBJ基準」という。）の適用開始に向けた環境整備を図ること
- 近年、企業の中長期的な成長を実現していく上で、「人への投資」を促進していくことへ

¹ 一部改訂府令等の内容については、金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令』等の公布及びパブリックコメントの結果について」（2026年2月20日公表）を参照。（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html>）

² 金融審議会「『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』中間論点整理の公表について」（2025年7月17日公表）（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717.html）